

# ○大府市予防接種費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、当該疾病の予防接種事業に要する経費に対し、やむを得ない理由により市外にある医療機関等で別表に定める予防接種を受ける者に予算の範囲内において交付する大府市予防接種費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第3条に規定する予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹を除く。）の対象者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他児童を現に監護する者をいう。

3 この要綱において「高齢者」とは、令第3条に規定する予防接種（インフルエンザ及び、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹に限る。）の対象者をいう。

(補助の対象となる予防接種)

第3条 補助の対象となる予防接種は、次条又は第5条の規定に該当する者が市外（日本国内に限る。）にある医療機関等において受ける、別表に定める予防接種とする。ただし、愛知県広域予防接種事業の対象となる場合は、対象としない。

(予防接種の対象者)

第4条 予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹を除く。）の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている児童であって、次の各号のいずれかに該当することにより、市長が委託契約を締結した医療機関等が実施する別表に定める予防接種を受けることが困難なものとする。

- (1) 市外にかかりつけ医がいる場合
- (2) 市外にある医療機関に入院している場合
- (3) 母親の出産に伴い、市外に滞在している場合
- (4) 離婚調停、家族からの暴力から逃れる必要がある等の事由により市外に滞在している場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

第5条 予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹に限る。）の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている高齢者であって、次の各号のいずれかに該当することにより、市長が委託契約を締結した医療機関等が実施する別表に定める予防接種を受けることが困難なものとする。

- (1) 特殊な疾患を有し、市外の医療機関に通院している場合
- (2) 市外にある医療機関に入院している場合
- (3) 市外にある介護老人保健施設等に入所している場合
- (4) 自宅等で寝たきり等の介護状態にあり、市外の医療機関から往診を受けている場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

(補助対象者)

第6条 第4条の規定に該当する者が接種を受ける場合は、当該児童の保護者を補助対象者とする。

- 2 前条の規定に該当する者が接種を受ける場合は、当該接種を受ける者を補助対象者とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予防接種に要した費用の額とする。ただし、市と一般社団法人知多郡医師会大府市医師団が締結する個別予防接種の委託契約に定める額を上限とする。

(認定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市予防接種費補助金対象者認定申請書（第1号様式又は第2号様式）を接種前に市長に提出しなければならない。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は、前項の規定による申請をすることができない。

(認定申請に対する審査及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、大府市予防接種費補助対象者認定通知書（第3号様式又は第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、相当と認めるときは、予防接種を実施する医療機関等に対し、予防接種実施依頼書（第5号様式）により当該予防接種を依頼するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、相当と認められないときは、大府市予防接種費補助対象者認定却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第1項の規定により認定を受けた補助対象者は、予防接種の対象者が予防接種を受けた後、大府市予防接種費補助金交付申請書兼請求書（第7号様式又は第8号様式）に予防接種予診票及び接種に要した金額の分かる領収書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により認定を受けた補助対象者は、認定を受けた年度の翌年度も、この要綱による補助を受けることができるものとする。

(補助金の交付決定及び支払)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認められるときは、補助金の額を決定し、大府市予防接種費補助金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知し、交付すべき補助金の額を支払うものとする。

- 2 前項の審査の結果、相当と認められないときは、大府市予防接種費補助金交付却下通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補

助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令（条例及び規則を含む。）及びこの要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項の記載、又は不正の行為があったとき。

（実績報告）

第13条 大府市補助金等交付規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、同条に規定する補助金の交付申請をもってこれに代えるものとする。

（権限の委任）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、委任状（第11号様式）により大府市予防接種費補助金の対象者認定申請、交付申請、請求及び受領に関する権限を予防接種の実施医療機関等に委任することができるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間における改正後の第5条の規定の適用については、同条中「高齢者で」とあるのは、「高齢者（大府市任意予防接種・風しん抗体検査実施要綱別表第1に規定する高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者を含む。）で」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条、第3条、第4条、第5条関係）

予防接種の種類
4 種 混 合
ポ リ オ
麻しん風しん
麻 し ん
風 し ん
日 本 脳 炎
2 種 混 合
B C G
ヒ ブ
小児用肺炎球菌
ヒトパピローマウイルス感染症
水 痘
B 型 肝 炎
ロ タ
5 種 混 合
インフルエンザ (被生活保護世帯に属する場合)
インフルエンザ (上記以外)
高齢者肺炎球菌 (被生活保護世帯に属する場合)

高齢者肺炎球菌（上記以外）
新型コロナウイルス感染症 （被生活保護世帯に属する場合）
新型コロナウイルス感染症（上記以外）
带状疱疹 （被生活保護世帯に属する場合）
带状疱疹（上記以外）